

令和8年度普通財産売払実施要領 【一般競争入札】

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

●入札参加申込期間

令和8年6月26日(金)から令和8年7月31日(金)

●入札書受付期間

令和8年8月28日(金)から令和8年9月28日(月)

●開札日

令和8年9月29日(火)午後2時から(庁舎3階 第1会議室)

※なお、入札参加申込のない物件は令和8年10月9日(金)から、入札参加申込があり落札者がいない物件は、令和8年10月16日(金)から先着順により売払を開始します。ただし、売却次第締め切ります。

目次

令和8年度普通財産売払実施要領

1	一般競争入札に付する売払物件	1
2	用途指定条件	2
3	売払いの方法	2
4	入札の参加資格に関する事項	2
5	実施要領等の配布	2
6	質問受付及び回答	3
7	入札参加申込の受付	3
8	現場説明について	4
9	入札書受付期間	4
10	開札の日時及び場所	4
11	入札無効	4
12	落札者の決定方法	5
13	くじの方法	5
14	契約書の作成	5
15	契約保証金	5
16	契約金額の納入	5
17	所有権の移転	5
	太子町普通財産売払実施要綱	6-11
	普通財産売買契約書(案)	12-15
	物件明細書	16-30
	様式	31-48
	記入例	49-60
	令和8年度普通財産売払スケジュール	61

令和8年度普通財産売払実施要領

1. 一般競争入札に付する売払物件

一般競争入札の対象となる売払物件は、以下のとおりとする。

物件番号	物件の所在地	地目	面積	地役権の設定				予定価格 (最低入札価格)
				原因	目的	範囲	要役地	
1	南河内郡太子町大字山田4450番	田	125㎡	昭和37年12月10日設定	電気工作物の所有並に保守保全のため地役権者の立入及通行を許し且所有権者は建造物等を施設し又は立竹木を植栽するなど電線路保守上障害となる行為が出来ない。	地役権の設定なし	南河内郡太子町大字畑754番5	438,000円
	南河内郡太子町大字山田4451番		191㎡			土地の中央で両保安線間の11間内で北側保安線5・5間、南側保安線2・7間の帯状の1畝8歩（地役権図面綴込帳第1冊243号）		
	南河内郡太子町大字山田4452番	山林	9.91㎡			地役権の設定なし		
	南河内郡太子町大字山田4453番	田	231㎡			土地の中央で両保安線間11間内で北側保安線5間南側保安線3・1間内の帯状の1畝18歩（地役権図面綴込帳第1冊244号）		
	南河内郡太子町大字山田4454番		320㎡			土地の西南角から東南に1・3間の所を起点に東北に5・3間の所を東南に13・2間の地点と前起点から東南に12・8間の所から東北に5・7間の地点とを結ぶ2畝3歩（地役権図面綴込帳第1冊245号）		
	南河内郡太子町大字山田4455番		479㎡			土地の西南角を起点に北に2・8間の所から東北に1・6間東南に12・8間の地点と前起点から東南に11・2間の所から東北に3・3間の地点とを結ぶ1畝12歩（地役権図面綴込帳第1冊246号）		
	南河内郡太子町大字山田4456番		280㎡			土地の西北角を起点に東に11・2間から西南に3・5間の地点と前起点から西南に2・3間の所から東南に9・2間の地点とを結ぶ28歩（地役権図面綴込帳第1冊247号）		
	南河内郡太子町大字山田4457番		142㎡			土地の西北角を起点に東南に9・4間から西南に5・5間の地点と前起点から南に5・2間東南に2・8間の地点とを結ぶ26歩（地役権図面綴込帳第1冊248号）		
	南河内郡太子町大字山田4468番		214㎡			地役権の設定なし		

※現状有姿での売買とする。地下埋設物、残置物、土壌汚染含む環境上の瑕疵その他売買物件の契約不適合について、本町は一切の契約不適合責任を負わないものとする。

※売買物件の土地の一部には地役権が設定されているため、物件調書等を確認し地役権の継承について承諾したうえで入札に参加すること。また、売買物件を譲渡する場合又は使用収益権を設定する場合は、地役権を含む権利義務を第三者に承継しなければならない。

※予定価格は、当該物件における最低入札価格であり、予定価格未満での入札は無効とする。

2. 用途指定条件

- (1) 当該物件は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により農業振興地域に指定されており、同法第8条第2項第1号により農用地区域となるため、当該用途に供さなければならない。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途に使用しないこと。
- (3) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号又はその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しないこと。
- (4) 葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用しないこと。
- (6) 公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途。

3. 売払いの方法

一般競争入札により、売払う。一般競争入札とは、本町があらかじめ決めた予定価格以上で最も高い価格をつけた者に売却する方法。

入札参加申込者、入札者がいない物件については、先着順により売払う。

4. 入札の参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の各号に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過していない者
- (3) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者
- (4) 市町村税の滞納者
- (5) 公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- (7) 国又は地方公共団体から入札参加停止を受けている者
- (8) 本町の普通財産に関する事務に従事する職員
- (9) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可の権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有していない者

5. 実施要領等の配布

令和8年度普通財産売払実施要領等の配布期間及び配付場所は、次のとおりとする。

配布期間	令和8年5月1日（金）から令和8年6月23日（火）まで 午前9時から午後5時まで ※閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付しない。
配付場所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場3階 太子町 政策総務部 総務財政課（連絡先）0721-98-0300 （町ホームページからのダウンロード可能）
配付書類	①令和8年度普通財産売払実施要領 ②普通財産売払一般競争入札参加申込書 ③誓約書

	④委任状 ⑤質問書
--	--------------

6. 質問受付及び回答

質問は書類の作成及び提出に関する本募集要領等の内容に限ります。

- ①受付期間：令和8年5月1日（金）から令和8年7月3日（金）午後5時まで
- ②提出方法：質問は、所定の様式を使用して内容を簡潔にまとめ、総務財政課へ電子メール（ファイル添付）で提出してください。件名には、「令和8年度普通財産売払実施要領質問」と記載してください。※提出後は、着信確認のため総務財政課へ電話連絡をしてください。
- ③回答方法：令和8年7月17日（金）午後5時30分までに、本町ホームページに質問者を伏せて質問とそれに対する回答を掲載します。

7. 入札参加申込の受付

- (1) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

受付期間	令和8年6月26日（金）から令和8年7月31日（金）まで 午前9時から午後5時まで ※閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付しない。
受付場所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町 政策総務部 総務財政課 （連絡先）0721-98-0300

- (2) 提出書類及び申込み方法は、次のとおりとする。

提出書類 (個人の場合)	① 普通財産売払一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 市町村税の完納証明書 ④ 発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書 ⑤ 身分証明書 ⑥ 登記されていないことの証明 ⑦ 買受適格証明書 ⑧ 共有者持分申出書（※共有者がいる場合） ⑨ 委任状（※代理人による入札及び契約を希望する場合）
提出書類 (法人の場合)	① 普通財産売払一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 市町村税の完納証明書 ④ 発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（又は現在事項全部証明書）及び印鑑証明書 ⑤ 買受適格証明書 ⑥ 共有者持分申出書（※共有者がいる場合） ⑦ 委任状（※代理人による入札及び契約を希望する場合）
提出方法	上記提出書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、直接持参または郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）すること。※郵送の場合受付期間内必着

※提出された書類は返却しない。

※「身分証明書」とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するものを用い、本籍地を管轄する市区町村で申請すること。（公告日以降に発行されたものに限る。）

※「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記がされていないことを証明するものを用い、詳細は最寄りの法務局等に確認すること。（公告日以降に発行されたものに限る。）

※「買受適格証明書」とは、入札者が農地法の許可を受ける見込みがあることを、農業委員会が証明するものを用い、発行に係る申請書類やスケジュール等の詳細は太子町まちづくり推進部環境農林課に確認すること。（公告日以降に発行されたものに限る。なお、買受適格証明書の発行申請の受付期限は令和8年6月25日（木）までのため注意すること）

- (3) 資格審査

入札参加申込書及び必要書類を審査し、審査結果通知を送付する。審査の結果、参加を認める

場合は、入札参加証及び入札関係書類を送付する。

(4) 共有名義による申込み

- ① 共有名義で申込みを受けた場合は、共有予定者のなかから1名の代表者を決めることとする。実際の入札の参加申込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみとする。
- ② 所有権の共有を希望する場合は、提出書類のうち、「普通財産売却一般競争入札参加申込書」にて連名で申込みをし、併せて「共有者持分申出書」を提出すること。また、「発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書」（法人にあつては、発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（又は現在事項全部証明書）及び印鑑証明書）は共有持分者全員分を必要とする。

8. 現場説明について

現場説明は行わない。

9. 入札書受付期間

(1) 入札書等の受付期間は、次のとおりとする。

受付期間	令和8年8月28日（金）から令和8年9月28日（月）まで 午前9時から午後5時まで（必着） ※閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付しない。
------	---

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	① 入札書（提出の方法が郵送か持参に関わらず、必ず町指定入札書郵送用封筒に封入すること） ② 入札保証金提出書（領収済の納入通知書兼領収書の写しを貼付すること） ③ 入札参加証の写し ④ 入札保証金還付請求書
提出方法	上記入札受付期間中に、入札書類を持参または郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）すること。※郵送の場合受付期間内必着
送付先	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町 政策総務部 総務財政課 （連絡先）0721-98-0300

(3) 入札保証金に関する事項

入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上を、本町が発行する納入通知書にて、本町の公金収納取扱金融機関で、指定する期日までに納付すること。落札者以外の入札保証金は、入札後すみやかに入札参加者に返還する。

落札者の入札保証金は、契約締結後返還するか若しくは契約保証金の一部に充当することができる。なお、落札者が、本町が指定する期日までに契約を締結しない場合、入札保証金は本町に帰属する。

10. 開札の日時及び場所

開札日	令和8年9月29日（火）午後2時から
場 所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町役場 3階 第1会議室
その他	傍聴する場合は、入札参加証（原本）を持参すること。

11. 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格の有しない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- ② 入札金額が予定価格に達しない入札
- ③ 指定の日時までに入札書が本町に到着しなかった入札
- ④ 指定された郵送方法（一般書留郵便又は簡易書留郵便）以外の方法で郵送された入札
- ⑤ 入札保証金を納付していない者の入札
- ⑥ 記名押印を欠く入札

- ⑦ 金額を訂正した入札
- ⑧ 誤字、脱字等で意思表示が不明瞭である入札
- ⑨ 明らかに談合と認められる入札
- ⑩ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- ⑪ その他入札に関して不正行為があったとき。

12. 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定する。

13. くじの方法

くじの方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁の数字（以下「くじ用数字という。」）を記載する。
- (2) 開札立会人により3桁の乱数を抽選で決定する。
- (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下3桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を0として、入札書受付番号の昇順にくじ番号を付す。
- (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に（2）で決定した乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。
- (5) 入札書にくじ用数字が記載されていないとき又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を0とみなすものとする。
- (6) 最低の価格以外で同額となった者が2者以上の場合における順位の決定も同様に行うものとする。

14. 契約書の作成

契約に際しては「太子町 町長（以下、売払人という。）」と、「落札者（以下、買受人という。）」との間で売買契約書を作成する。本町が指定する期日までに契約書の提出がない場合は、落札は無効となり、入札保証金の返還はしない。

なお、本町が保管する契約書に貼付する収入印紙については、買受人の負担となる。

15. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。

買受人は納入期限（契約締結まで）までに、本町が発行する納入通知書にて本町の公金収納取扱金融機関で納付すること。納付にあたっては、既納の入札保証金を充当することができる。

ただし、契約締結日に売買代金を全額納付する場合は、納付の必要はない。また、契約保証金は売買代金の一部に充当する。

16. 契約金額の納入

買受人は、契約締結後30日以内に売買代金（※既に契約保証金を納付済の場合は、契約保証金控除後の売買代金となる。）を一括して納入すること。

また、納入期限までに、売買代金が完納されない時は契約を解除する。この場合、契約保証金は町に帰属する。

17. 所有権の移転

売買代金所有権移転の登記は、代金の納入後、買受人が行い、所有権移転に係る費用は、すべて買受人の負担となる。

また、所有権移転後、買受人は登記完了及び全部事項証明書を売払人へ提出すること。

太子町普通財産売払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第145号。以下「条例」という。）、太子町財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）、その他法令に定めのあるもののほか、太子町が所有する普通財産の売払について、必要な事項を定める。

(売払の対象)

第2条 普通財産の売払は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに限り、行うことができる。

(1) 社会的、経済的諸条件を総合的に勘案し、当該普通財産を将来の行政執行の手段として保有する必要がないと認められるもの

(2) 当該普通財産を保有し、かつ、運用することが公益上又は財政運営上、不要又は不適當であると認められるもの

2 前項及び第4条の審査は、太子町公有財産管理委員会に諮り、決定するものとする。

(売払の方法)

第3条 普通財産の売払は、一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約の方法により行うことができる。

(1) 条例の規定により譲与又は譲渡するとき。

(2) 既に貸付け済である普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払を行うとき。

(3) 袋地、面積狭小等の土地で、隣接土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において、当該隣接土地所有者に売払うとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令上随意契約によることができる場合に該当し、町長が随意契約により売払うことを適当と認めたとき。

2 普通財産の売払において、入札に付してもなお、落札者がいない場合は、当該普通財産を取得しようとする者に対し、当該入札における予定価格以上の価格で随意契約により、当該普通財産を売払うことができる。

(予定価格)

第4条 財産の予定価格は、適正な時価によるものとする。ただし、条例

に該当する場合はこの限りではない。

2 随意契約により、処分する場合は不動産鑑定士からの意見書等を踏まえて町長が定めた価格とする。

(売払の公告)

第5条 町長は、入札を行う場合は、入札日から起算して10日前までに、次に掲げる事項を広報紙、ホームページ又はこれに代る方法で一般に公告するものとする。

- (1) 売払う普通財産の所在地、地目、地積及び予定価格
- (2) 用途条件及び制限
- (3) 入札の参加資格に関する事項
- (4) 入札の参加申込に関する事項
- (5) 入札及び開札に関する事項
- (6) 落札者の決定方法と売買代金の納入方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(参加資格)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過していない者
- (3) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- (7) 国又は地方公共団体から指名停止を受けている者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律67号）第238条の3に規定された普通財産に関する事務に従事する町職員

(入札の参加申込)

第7条 入札参加者は、町長が指定する場所及び期限内に、普通財産売払一般競争入札参加申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ、その他必要書類を添付して、郵送又は持参しなければならない。

2 前項の申込者が入札又は契約を代理人に委任する場合は、委任状（様式第3号）及び誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 前項の代理人の資格は、前条を準用するものとする。

（入札参加証の交付）

第8条 町長は、前条第1項の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、速やかに申込者に普通財産一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）を通知し、参加を認めるときは、当該入札参加者に入札参加証（様式第5号）（以下「参加証」という。）を交付するものとする。

（入札保証金の納付）

第9条 前条の規定により参加証の交付を受けた者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上に相当する額を所定の日時までに納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された入札保証金について、返納されるまでの間の利息は付さないものとする。

3 落札者に係る入札保証金は、契約保証金の一部に充てることのできるものとする。

（入札の方法）

第10条 入札は、入札書（様式第6号）により行うものとする。この場合において、入札者は、当該入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ封書にし、住所又は所在地並びに氏名又は法人名及若しくは代表者名を表記し、第5条の規定により公告された期間までに、必要書類と併せて郵送又は直接持参にて提出しなければならない。

2 提出済の入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

（入札の中止等）

第11条 町長は、天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないときは、これを中止することができる。

2 前項に伴う損害は、入札者の負担とする。

（入札の無効）

第12条 入札の無効については、規則第120条に準じる。

（入札執行の取消等）

第13条 町長は、入札を執行するにあたり不正があると認めるときは、入札の執行を取り消すことができる。

2 前項の規定により入札の執行を取り消された者の入札保証金は、町に帰属するものとする。

3 町長は、第6条各号に掲げる者及び入札執行の秩序を乱す行為がある

と認める者に対しては、その入札を拒絶することができる。

(再度入札)

第14条 地方自治法施行令第167条の8第4項の再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者に限る。

(開札)

第15条 開札は、第5条の規定により公告した開札の日時及び場所において、原則、入札者を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない町職員を立ち合わせて行うものとする。

2 入札者が開札を立ち会う場合は、参加証を持参するものとする。

(落札者の決定等)

第16条 開札の結果、落札者の決定は規則第122条第1項に準ずる。

2 落札者となる同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者らによるくじにより落札者を決定するものとする。

3 落札者がその権利を放棄したとき、第20条の土地売買契約を締結しないとき、又は不正な行為があったときは、落札を取り消すものとする。そのときは、予定価格以上の次点者を落札者とすることができる。

4 前項の規定により、落札を取り消された者の入札保証金は、町に帰属するものとする。

5 落札者を決定したときは、普通財産売払決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(入札保証金の還付等)

第17条 入札保証金は、入札終了後又は入札の執行を中止した若しくは取り消した場合(第12条又は第13条に該当する場合を除く。)に、入札保証金還付請求書(様式第8号)に基づき全額を還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後、これを還付し、又は契約保証金の一部として納付に振り替えることができる。

(一般競争入札に適さない場合の随意契約)

第18条 第3条第1項各号及び同条第2項の規定に基づく随意契約により普通財産を購入しようとする者(以下「購入申請者」という。)は、普通財産購入申込書(様式第9号)に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の購入申請者が購入の申込み又は契約を代理人に委任する場合は、第7条第2項に準じるものとする。

3 売却価格は、第4条を準用する。ただし、町長が特別と認めた場合は、別の方法により定めるものとする。

(随意契約による売払決定)

第19条 町長は、購入申請者を売買契約の相手方と決定したときは第16条第5項に準じるものとする。

(売買契約)

第20条 落札者又は購入申請者（以下「買受人」という。）は、第16条第4項又は前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、町と売買契約を締結しなければならない。ただし、太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第144号）第3条に該当する場合は、仮契約を締結するものとし、議会の議決後に売買契約を締結するものとする。

2 前項の売買契約に基づく契約書の作成にあたっては、規則第132条第1項及び同条第3項から第4項を準用するものとする。

(契約保証金の納付)

第21条 買受人は、売買代金の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結の日までに町が発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、買受人が契約締結の日に売買代金の全額を納付するとき、又は国、他の地方公共団体、公共団体若しくは公共的団体であるときは、契約保証金の納付は要しない。

3 第1項の規定により納付された契約保証金は、次条の売買代金の一部に充てるものとする。

(売買代金の納付及び普通財産の引渡し等)

第22条 買受人は、契約書に定める期限までに売買代金を納付しなければならない。

2 町長は、売買代金の完納があったときは、速やかに当該普通財産を買受人に引渡しものとする。

3 前項の規定による引渡しを受けた買受人は、その引渡しの日から、当該普通財産の使用又は収益を開始することができる。

(売買契約の解除)

第23条 町長は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除することができる。

(1) 買受人に偽りその他不正行為があったとき。

(2) 買受人が契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除されたときは、買受人は売買代金の10分の1又は10分の3に相当する額の違約金を支払わなければならない。

(契約保証金の帰属)

第24条 第20条の規定により締結した買受人が前条の規定により契約を解

除されたときは、納付した契約保証金は、町に帰属するものとする。

(所有権移転時期)

第25条 落札した物件の所有権は、売買代金完納後、太子町が確認したときに移転するものとする。

2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

3 図面と現況が相違している場合は、現況を優先するものとする。

4 実測面積ではなく、登記簿面積の場合は、登記簿面積にて引き渡すものとする。

(用途指定の売払)

第26条 普通財産の売払に際し、次に掲げる各号に該当する場合は、売払の相手方に対してその用途に供しなければならない期日及び期間を指定するものとする。

(1) 一定の用途に供させる目的をもって普通財産を売払う場合

(2) 財産の適正な利用を確保するために必要と認められる場合

(買戻し特約)

第27条 前条の規定により用途を指定して売払を行う場合において、特に必要があると認めるときは、買戻し特約を付するものとする。

(契約不適合責任)

第28条 売買契約を締結した後に、買受人が物件に隠れた瑕疵を発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除ができないものとする。

(買受人の譲渡制限)

第29条 買受人は、所有権移転登記前に、当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



土地売買契約書(案)

売出人 太子町（以下「甲」という。）と買受人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により普通財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在地	地目	面積	地役権の範囲			
			原因	目的	範囲	要役地
南河内郡太子町 大字山田 4450 番	田	125 m ²	昭和 37 年 12 月 10 日 設定	電気工作物の所有並に保守保全のため地役権者の立入及通行を許し且所有権者は建造物等を施設し又は立竹木を植栽するなど電線路保守上障害となる行為が出来ない。	地役権の設定なし	南河内郡 太子町大字畑 754 番 5
南河内郡太子町 大字山田 4451 番		191 m ²			土地の中央で両保安線間の 11 間内で北側保安線 5・5 間、南側保安線 2・7 間の帯状の 1 畝 8 歩（地役権図面綴込帳第 1 冊 243 号）	
南河内郡太子町 大字山田 4452 番	山林	9.91 m ²			地役権の設定なし	
南河内郡太子町 大字山田 4453 番	田	231 m ²			土地の中央で両保安線間 11 間内で北側保安線 5 間南側保安線 3・1 間内の帯状の 1 畝 18 歩（地役権図面綴込帳第 1 冊 244 号）	
南河内郡太子町 大字山田 4454 番		320 m ²			土地の西南角から東南に 1・3 間の所を起点に東北に 5・3 間の所を東南に 13・2 間の地点と前起点から東南に 12・8 間の所から東北に 5・7 間の地点とを結ぶ 2 畝 3 歩（地役権図面綴込帳第 1 冊 245 号）	
南河内郡太子町 大字山田 4455 番		479 m ²			土地の西南角を起点に北に 2・8 間の所から東北に 1・6 間東南に 12・8 間の地点と前起点から東南に 11・2 間の所から東北に 3・3 間の地点とを結ぶ 1 畝 12 歩（地役権図面綴込帳第 1 冊 246 号）	
南河内郡太子町 大字山田 4456 番		280 m ²			土地の西北角を起点に東に 11・2 間から西南に 3・5 間の地点と前起点から西南に 2・3 間の所から東南に 9・2 間の地点とを結ぶ 28 歩（地役権図面綴込帳第 1 冊 247 号）	
南河内郡太子町 大字山田 4457 番		142 m ²			土地の西北角を起点に東南に 9・4 間から西南に 5・5 間の地点と前起点から南に 5・2 間東南に 2・8 間の地点とを結ぶ 26 歩（地役権図面綴込帳第 1 冊 248 号）	
南河内郡太子町 大字山田 4468 番		214 m ²			地役権の設定なし	

(売買代金)

第3条 売買代金は、金●●●●円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結までに、契約保証金として金●●●●円を甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。ただし、契約締結日に売買代金を全額納付する場合は、本契約締結前の契約保証金の納付は不要とする。

2 前項の契約保証金のうち、金●●●●円は入札保証金より充当する。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないため、第14条の規定により契約を解除するときは、第1項に定める契約保証金を甲へ帰属させる。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた額金●●●●円を甲の発行する納入通知書により、令和●年●月●日までに甲に納付しなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付し、甲がそれを確認した時に乙に移転するものとする。

2 売買物件の所有権移転登記は、公簿地積とし、乙は甲に対し、登記に必要な書類を添えて所有権の移転登記を請求する。

3 売買物件は登記簿数量での売却とし、登記簿数量が実測数量と相違しても、互いに売買代金の変更その他何らの請求も行わない。

4 必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引き渡し)

第7条 甲は、第6条により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

2 売買物件は、現状有姿で乙に引き渡すものとし、境界の明示は行わない。

3 乙は、売買物件が境界未確定であることを承諾したうえで買い受けるものとし、境界確定を必要とする場合は、乙の責任と負担においてこれを行い、甲はこれに協力する義務を負わない。また、境界の確定に際して隣地所有者等との間で紛争が生じた場合、乙の責任において解決するものとし、甲は何ら責任を負わない。

(地役権)

第8条 乙は、売買物件の土地の一部について、地役権が登記されていることを確認し、これに基づく権利義務を引き継ぐことを承諾するものとする

2 乙は、前項の地役権の設定がなされていること及び甲が当該地役権に係る契約書を有しておらず、そのために当該契約の内容が明らかでないことを承知のうえで、売買物件を買い受けるものとする。

3 乙は、第1項の地役権に関して地役権者と乙の間で協議、紛争その他の問題が発生した場合は、乙の責任と負担においてこれを行い、甲はこれに協力する義務と責任を負わない。

4 乙は、本契約締結後、第1項の地役権に関連する本契約の解除、売買代金の返還等を甲に求めることはできない。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、売買物件が甲の責に帰する事のできない事由により、滅失し、又はき損した場合には、その損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 売買物件は現状有姿で引き渡すものであり、地下埋設物、残置物、土壌汚染含む環境上の瑕疵その他売買物件の契約不適合について、甲は一切の契約不適合責任を負わないものとする。

(用途制限等)

第11条 乙は、売買物件が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農地用区域に指定される限り、売買物件を農地の用途に供さなければならない。また、次の各号に掲げる用途に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途。
- (2) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号又はその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途。
- (3) 葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用しないこと。
- (5) 公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したとき 金（売買代金の1割）円
- (2) 第11条に定める義務に違反したとき 金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第17条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないと甲が判断したとき。
- (2) 乙が不正な手段により契約を締結したとき。
- (3) 乙が契約に基づく債務を適正に履行できないと甲が判断したとき。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第16条 甲が第14条により本契約を解除したときは、乙は、甲の指示により、甲の指定する期日までに売買物件を乙の費用負担にて原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項により売買物件を返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の所有権移転登記手続に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

3 第1項の場合において、売買物件が滅失し、又はき損しているときは、乙は、甲に対し、その損害に相当する金額を支払わなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に定める違約金又は第16条第3項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務を負っているときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(権利義務の継承)

第20条 乙が売買物件を第三者に譲渡するときは、本契約に基づく権利義務について、当該第三者に継承させなければならない。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第22条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 (所在地) 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
(名称) 太子町
(代表者) 太子町長 田中 祐二

乙 (住所)
(氏名)

物件明細書

- 物件調書
- 全体位置図
- 位置図
- 登記上の該当箇所
- 地番参考図 (対象土地及び要役地の位置関係)
- 現地写真
- 地役権図面

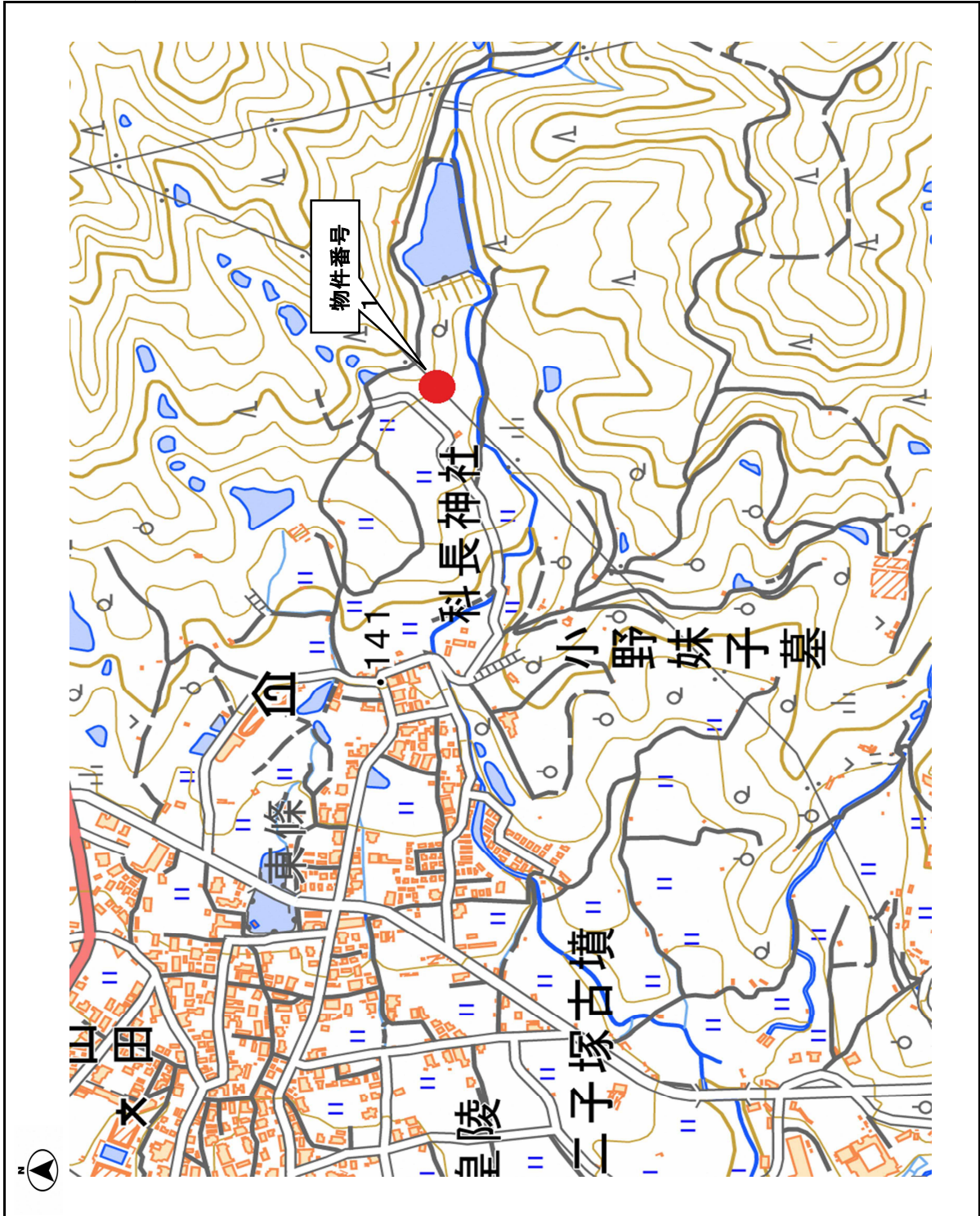
山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、
4455番、4456番、4457番、4468番

物 件 調 書

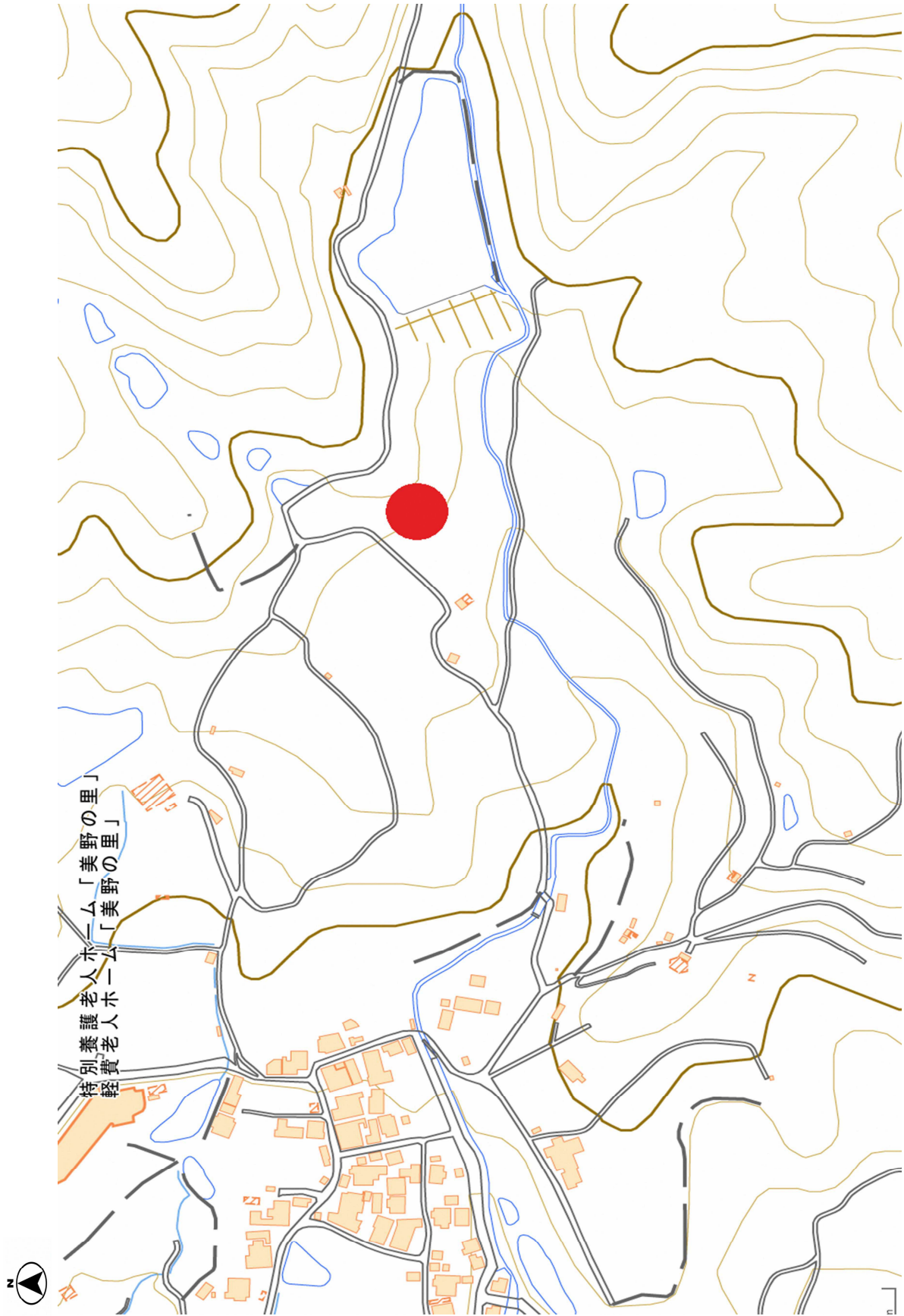
物件番号 1	所在地	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番			
予定価格（最低入札価格）		438,000円			
土地の概要					
面 積		山田4450番	125㎡	(登記簿上の面積)	登記地目 田 山林 田
		山田4451番	191㎡	(登記簿上の面積)	
		山田4452番	9.91㎡	(登記簿上の面積)	
		山田4453番	231㎡	(登記簿上の面積)	
		山田4454番	320㎡	(登記簿上の面積)	
		山田4455番	479㎡	(登記簿上の面積)	
		山田4456番	280㎡	(登記簿上の面積)	
		山田4457番	142㎡	(登記簿上の面積)	
		山田4468番	214㎡	(登記簿上の面積)	
形 状 等	間口・奥行 地勢 地盤	間口:約12.5m 奥行:約60m 形状:不整形 対象地内は二段階に傾斜あり 普通 道路敷との間に擁壁あり(0.5m~1.5mの高低差)			
接面道路の状況	北西側:町道(南今池線) 幅員約3.3m コンクリート舗装 建築基準法上の道路ではない 周辺幹線道路への連続性はやや不良である				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域			
		用途地域	指定なし		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	建築基準法	建築物の高さの制限	絶対高さ制限 無 日影規制 有		
		その他の建築制限	斜線制限 道路斜線 有 隣地斜線 有		
その他の法令等		防火地域 指定なし(建築基準法第22条区域) 宅地造成等工事規制区域 農業振興地域の整備に関する法律 農業振興地域内の農用地区域(法第6条及び第8条第2項に基づく指定)			
所有権を制限する権利設定	<p>本件土地のうち、4451番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番の6筆の土地には、次に記載する内容の地役権が登録されている。買受者は、当該権利設定がなされていること及び当該権利設定に係る契約書が太子町に存在せず、そのために契約内容が明らかでないことを承知のうえで、本物件を買い取るものとします。なお、この取り扱いについては、関西電力送配電株式会社大阪南本部我孫子電力所架空送電係(電話番号:06-6694-0641)にお問い合わせください。</p> <p>【原因】 昭和37年12月10日設定</p> <p>【目的】 電気工作物の所有並に保守保全のため地役権者の立入及通行を許し且所有者は建造物等を施設し又は立竹木を植栽するなど電線路保守上障害となる行為が出来ない。</p> <p>【範囲】</p> <p>4451番 - 土地の中央で両保安線間の11間内で北側保安線5・5間、南側保安線2・7間の帯状の1畝8歩(地役権図面綴込帳第1冊243号)</p> <p>4453番 - 土地の中央で両保安線間11間内で北側保安線5間南側保安線3・1間内の帯状の1畝18歩(地役権図面綴込帳第1冊244号)</p> <p>4454番 - 土地の西南角から東南に1・3間の所を起点に東北に5・3間の所を東南に13・2間の地点と前起点から東南に12・8間の所から東北に5・7間の地点とを結ぶ2畝3歩(地役権図面綴込帳第1冊245号)</p> <p>4455番 - 土地の西南角を起点に北に2・8間の所から東北に1・6間東南に12・8間の地点と前起点から東南に11・2間の所から東北に3・3間の地点とを結ぶ1畝12歩(地役権図面綴込帳第1冊246号)</p> <p>4456番 - 土地の西北角を起点に東に11・2間から西南に3・5間の地点と前起点から西南に2・3間の所から東南に9・2間の地点とを結ぶ28歩(地役権図面綴込帳第1冊247号)</p>				

	4457番 - 土地の西北角を起点に東南に9・4間から西南に5・5間の地点と前起点から南に5・2間東南に2・8間の地点とを結ぶ26歩（地役権図面綴込帳第1冊248号） 【要役地】 南河内郡太子町大字畑754番5 【地役権者】 関西電力送配電株式会社		
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	
	負担の内容	-	
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況	照会先及び電話番号
	水利	北側ため池から引水 ※ただし、農業用水の引き込みは地元水利組合との別途調整が必要	
	上水道	—	大阪広域水道企業団南河内地域水道センター 0721-98-5536
	公共下水道	—	太子町まちづくり推進部環境農林課0721-98-5522
	電気	—	関西電力(株)0800-777-8810
	ガス	—	
交通機関	近鉄南大阪線 上ノ太子駅 徒歩約45分 たいしのってこバス 科長神社口・ふくの音前 徒歩8分		
その他	<p>【現況に関する留意事項】 現状有姿による売却とし、境界の明示は行いません。物件の引き渡しは、あるがままの形になります。また、売却にあたり、各調査等は行っておりません。</p> <p>【法令制限に関する留意事項】 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農地用区域であり、農地転用は認められません。 (問い合わせ：太子町 まちづくり推進部 環境農林課 0721-98-5522 直通) 宅地造成等工事規制区域内であるため、造成行為を行う場合は、所管行政庁へ確認を行ってください。 (問い合わせ：大阪府 都市整備部 住宅建築局建築指導室 審査指導課 ※森林区域を含む場合は、大阪府 環境農林水産部 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課)</p> <p>【ライフラインの調査・申請、地元水利組合との調整に関する留意事項】 本地の利用に伴うライフライン（電気、ガス、上下水道等）の調査・申請、また、地元水利組合との調整については、全て買受者が行ってください。</p> <p>【隣地との境界に関する留意事項】 本件土地は境界未確定であり、隣地所有者との境界確定を必要とする場合は、すべて買受者の責任と負担においてこれを行ってください。</p> <p>【地役権について】 本地の上空に関西電力送配電株式会社の高圧線があり、地役権の登記があります。 (問い合わせ：関西電力送配電株式会社大阪南本部我孫子電力所架空送電係 06-6694-0641)</p>		

【全体位置図】

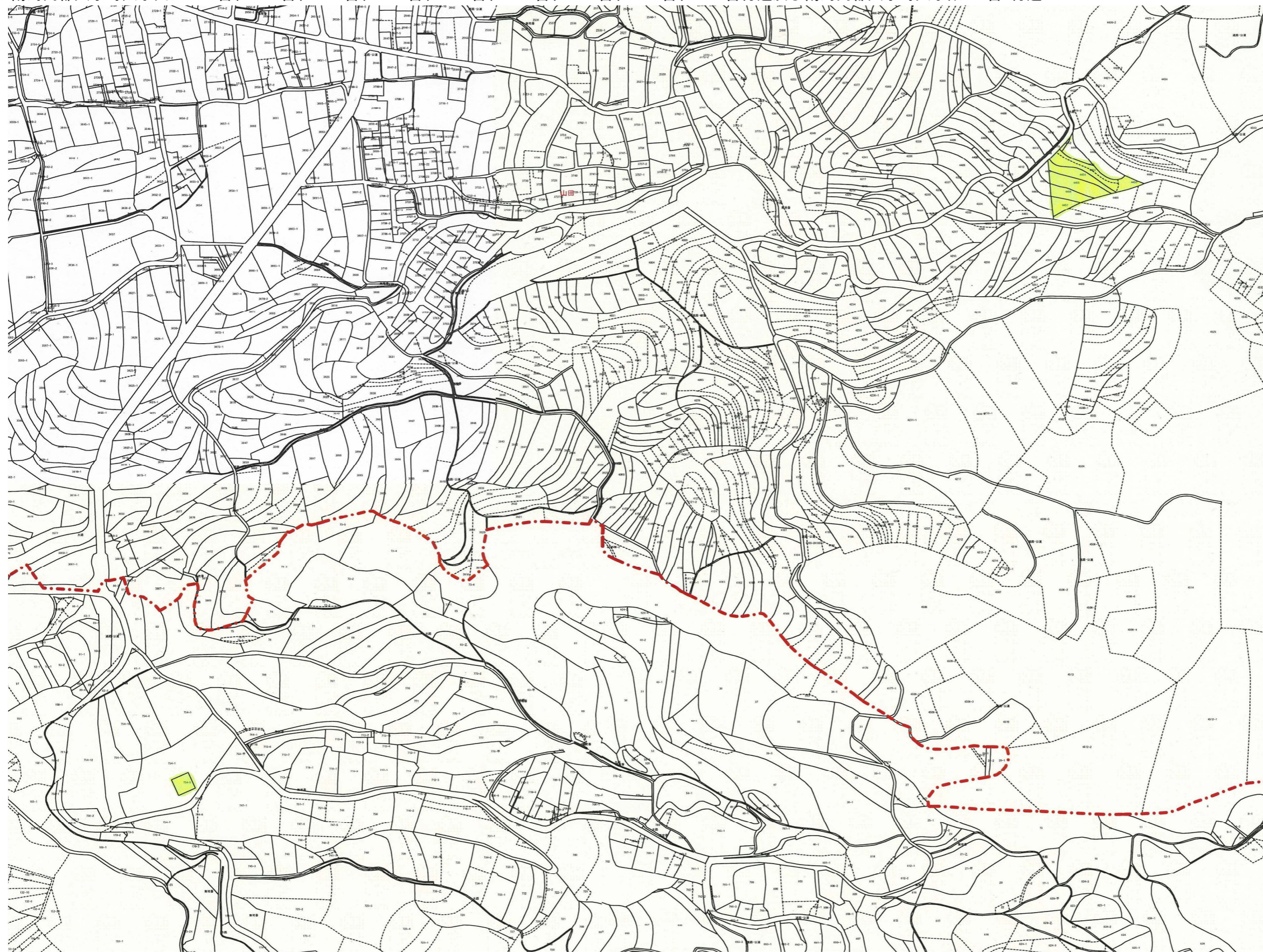


【位置図】



【地番参考図（対象土地及び要役地の位置関係）】

南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番、4452番付近及び南河内郡太子町大字畑754番5付近



※この図面は地番参考図であって法的効力はありません

【現地写真】



【現地写真】



公用

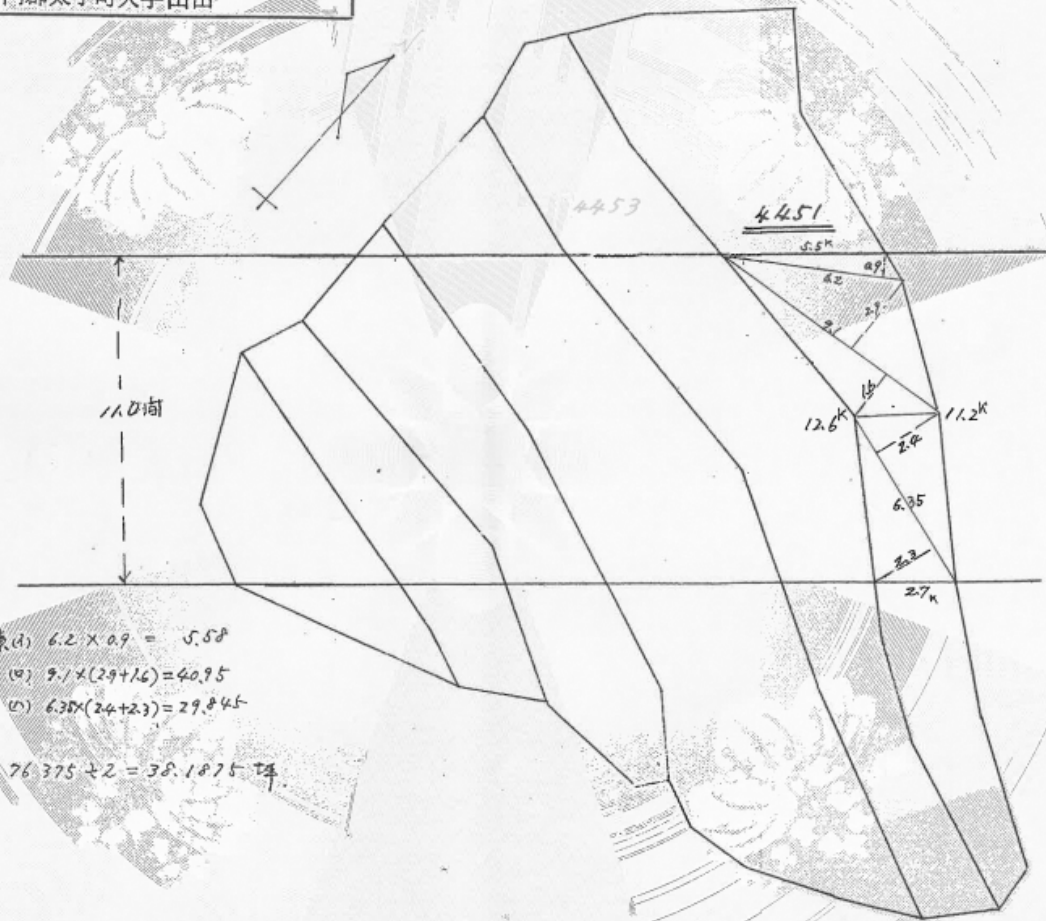
登記年月日: 昭和38年4月1日 地役権図面番号: 243

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月9日
大阪法務局富田林支局

地役権図面級込帖第1号

受 昭
附 和
第 参
一 海
号 八
年
月
日
号

承役地の地番	4451 希地
承役地の所在	大阪府南河内郡太子町大字山田



求積 (a) $6.2 \times 0.9 = 5.58$
 (b) $9.1 \times (2.9 + 1.6) = 40.95$
 (c) $6.35 \times (2.4 + 2.3) = 29.845$
 計 $76.375 \div 2 = 38.1875$ 坪

縮尺 300分の1

昭和参拾七年拾月拾日

作製年月日

地役権者

[Redacted]

申請人

[Redacted]

[Redacted]

請求番号: 31-1

公用

登記年月日: 昭和38年4月1日 地役権図面番号: 244

210157 地 役 権 図 面

承役地の地番	4453番地
承役地の所在	大阪府南河内郡太子町大字山田

令和7年10月9日

大阪法務局富田林支局

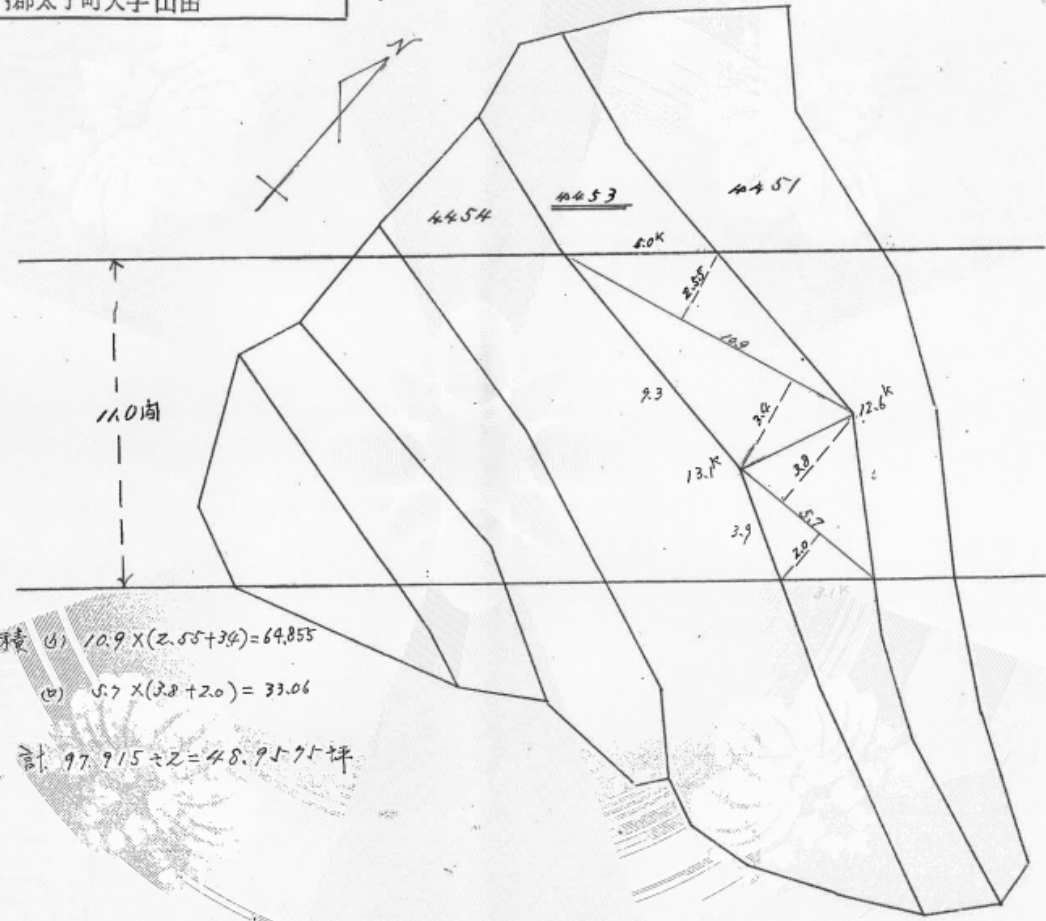
登記官

地役権図面綴込冊第1冊第200号

受 昭昭和参美八年四月廿日
付 第 169 号

昭和参拾七年拾月拾日
作製年月日

地役権者



面積 (a) $10.9 \times (2.55 + 3.4) = 69.855$
 (b) $5.7 \times (3.8 + 2.0) = 33.06$
 計 $97.915 \div 2 = 48.9575$ 坪

縮尺 300分の1

6-1

公用

登記年月日：昭和38年4月1日 地役権図面番号： 245

令和7年10月9日

大阪法務局富田林支局

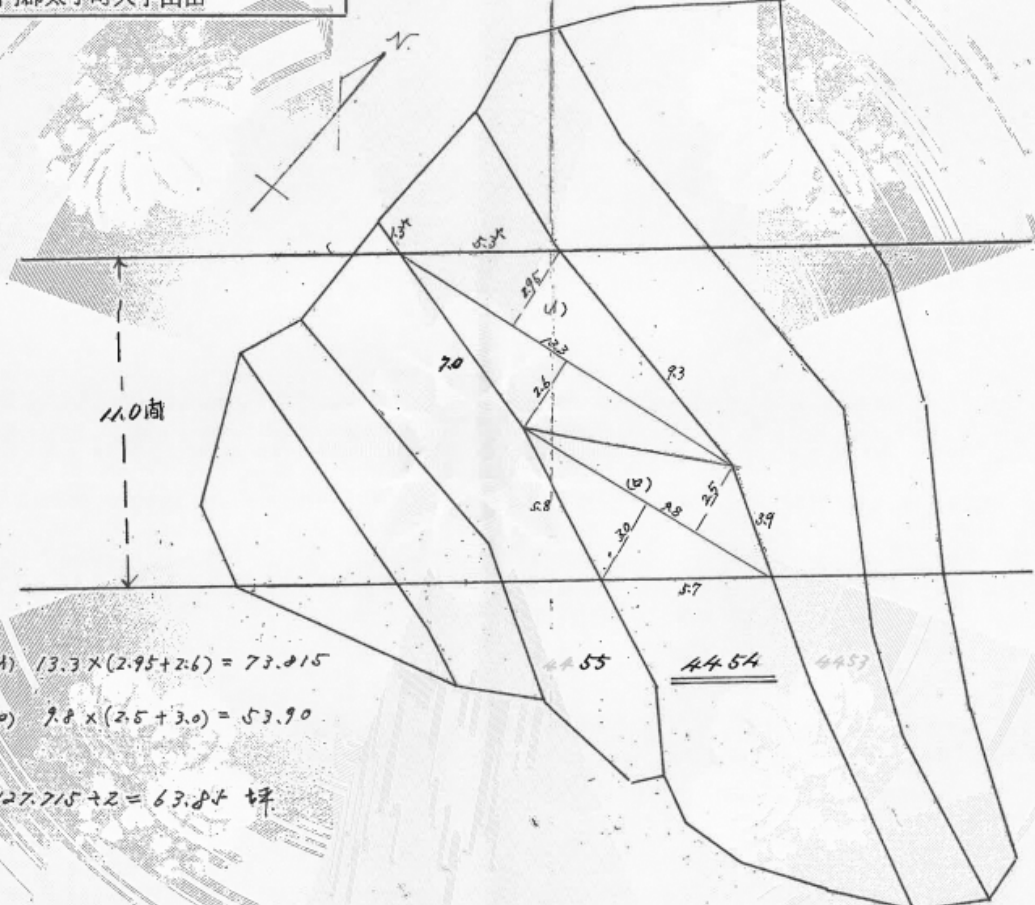
登記官

地役権図面綴込冊第幾冊第幾号

受 昭和参拾八年四月廿日
第 1669 号

承役地の地番	4454番地
承役地の所在	大阪府南河内郡太子町大字山田

210158 地 役 権 図 面



求積 (イ) $13.3 \times (2.95 + 2.6) = 73.215$
 (ロ) $9.8 \times (2.5 + 3.0) = 53.90$
 計 $127.215 \div 2 = 63.61$ 坪

縮尺 300分の1

昭和参拾七年拾貳月拾日

作製年月日

地役権者

申請人

64

公用

登記年月日：昭和38年4月1日 地役権図面番号： 246

令和7年10月9日

大阪法務局富田林支局

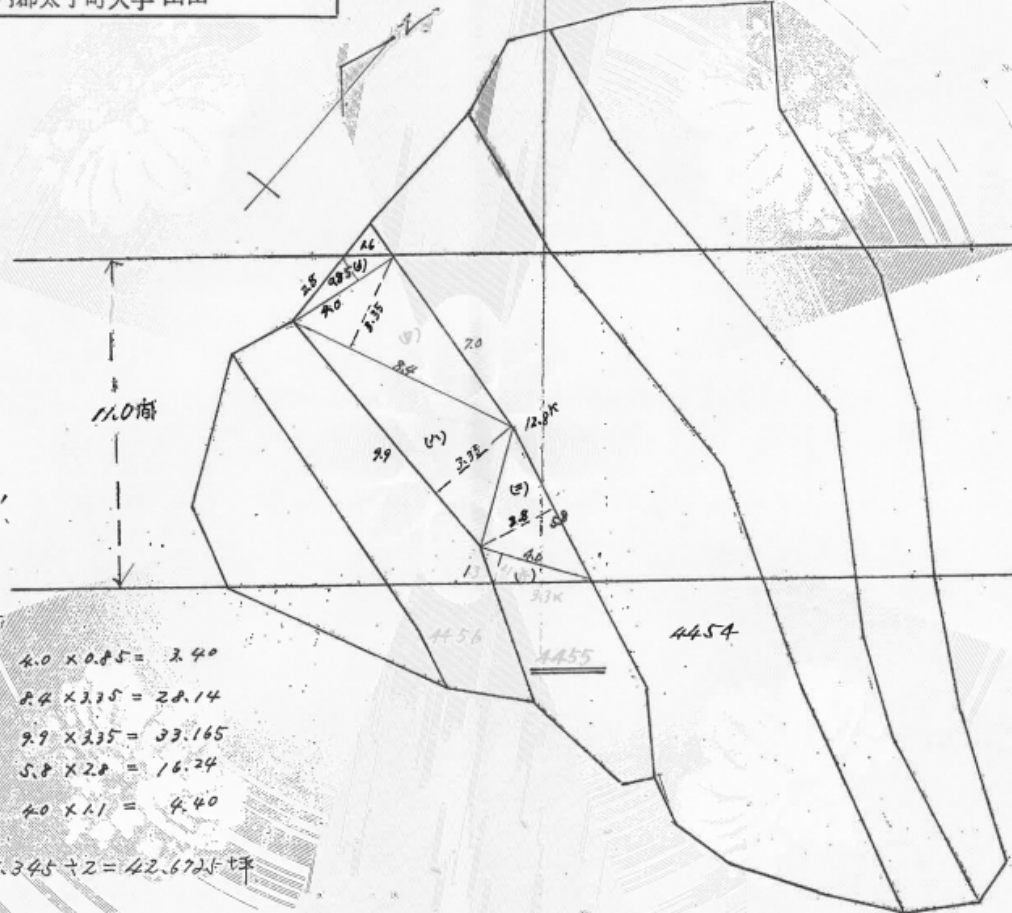
登記官

地役権図面綴込帖第2号

受 昭和38年4月1日
付 第 1619号

承役地の地番	4455番地
承役地の所在	大阪府南河内郡太子町大字 山田

地 役 権 図 面



承積 (A) $4.0 \times 0.85 = 3.40$
 (B) $2.2 \times 3.35 = 7.37$
 (C) $2.7 \times 3.35 = 9.045$
 (D) $5.8 \times 2.8 = 16.24$
 (E) $4.0 \times 1.1 = 4.40$
 計 $8.5.345 \div 2 = 42.6725 \text{ 坪}$

昭和参拾七年拾貳月拾日

作製年月日

地役権者

申請人

縮尺 300分の1

6-417

公用

登記年月日: 昭和38年4月1日 地役権図面番号: 248

令和7年10月9日

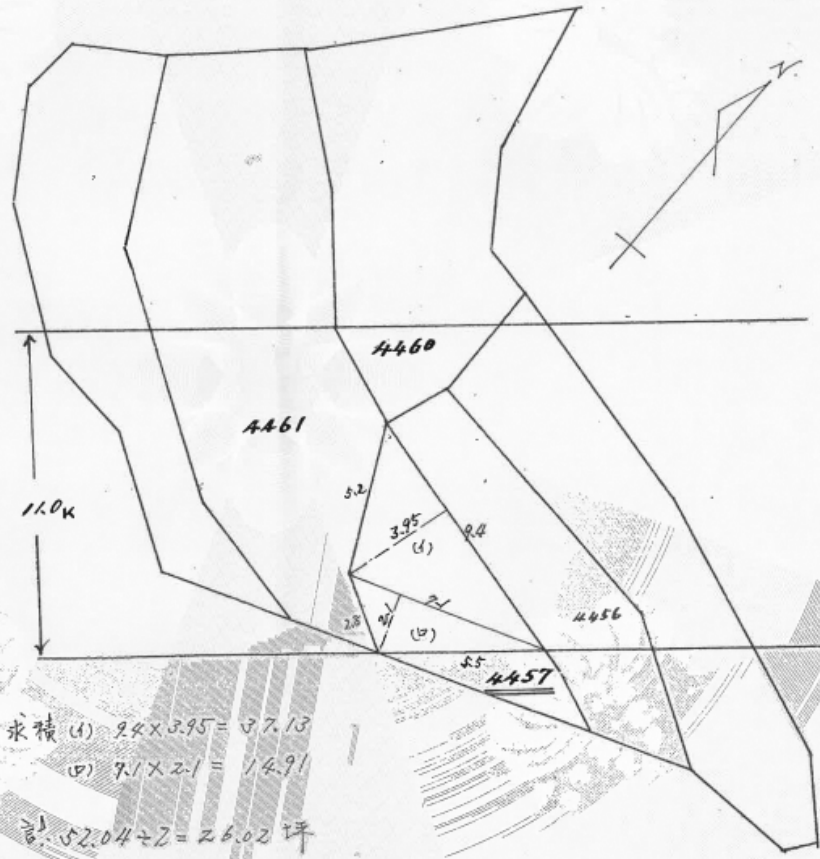
大阪法務局富田林支局

登記官

地役権図面級込帖第1冊第24号

受 昭 和 参 拾 八 年 四 月 一 日
付 第 一 冊 第 二 十 四 号

承役地の地番	4457着地
承役地の所在	大阪府南河内郡太子町大字山田

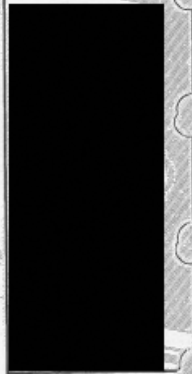


縮尺 100分の1

昭和参拾七年拾月拾日

地役権者

申請人



請求番号: 31-6

普通財産売払一般競争入札参加申込書

年 月 日

太子町長 様

令和8年5月1日付第20号で公告のあった太子町普通財産の売払について、下記のとおり参加を申込みます。

なお、当該申込書及び添付書類の内容に偽りがないことを誓約いたします。

1. 申込者

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名 (法人名) (代表者)	印
連絡先	

※共有による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、他の共有者は方は裏面にご記入ください。

2. 申込物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

3. 利用目的(具体的に記入すること。)

※添付書類(いずれも申込者及び共有者全員分が必要)

- ①誓約書(様式第2号)
 - ②市町村税の完納証明書
 - ③個人の場合(発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書)
 - ④個人の場合(身分証明書)
 - ⑤個人の場合(登記されていないことの証明)
 - ⑥法人の場合(発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書)
 - ⑦買受適格証明書
 - ⑧共有予定者の持分申出書(別添1)※共有の場合のみ
- (注1) 申込者(共有者)の印は、印鑑証明が可能な印(実印)を押印すること。
 (注2) 代理人による入札及び契約をする場合は、委任状を添付すること。

受付印

(裏面)

(共有者①)

郵便番号	〒 -
住 所	
フリガナ	
氏 名	印
連絡先	

(共有者②)

郵便番号	〒 -
住 所	
フリガナ	
氏 名	印
連絡先	

(共有者③)

郵便番号	〒 -
住 所	
フリガナ	
氏 名	印
連絡先	

(共有者④)

郵便番号	〒 -
住 所	
フリガナ	
氏 名	印
連絡先	

(共有者⑤)

郵便番号	〒 -
住 所	
フリガナ	
氏 名	印
連絡先	

(別添1)

共有者持分申出書

年 月 日

太子町長様

住所

代表者名

印

普通財産売払一般競争入札参加申込みを行うにあたり、共有持分を下記のとおり申し出します。

1. 申込物件

物件番号	物件名称
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2. 共有持分(代表者含む。)

1	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
2	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
3	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
4	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
5	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	

(注1) 代表者及び共有者それぞれの印は、印鑑証明が可能な印(実印)を押印すること。

誓約書

下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、次の誓約事項を確認するため、関係機関に照会することについて承諾します。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者ではありません。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過しない者ではありません。
- 3 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が太子町暴力団排除条例(平成25年条例第20号)第2条第1号から第3号に該当する者ではありません。
- 4 申込みに際し、太子町普通財産売払実施要綱、購入物件の現況及び関係諸規制を十分に把握したうえで申込みますので、後日、太子町に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名
(法 人 名)
(代 理 人)

印

委任状

年 月 日

太子町長 様

委任者 住所

氏名 印

私は下記の者を代理人と定め、下記普通財産の売払にかかる入札又は購入申込みへの参加、売買契約の締結並びに、これらに付帯する一切の権限を委任します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件名称
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2. 代理人

氏名	住所	届出印
	(連絡先)	

※代理人の誓約書(様式第2号)を添付してください。

※委任者の印は、参加申込書と同一の印を押印すること。参加申込みが共有の場合は、代表者の住所氏名を記載し、参加申込書と同一の印を押印すること。

※代理人の届出印は、印鑑証明ができる印である必要はありません。ただし、スタンプ式印等の破損しやすい印章は使用しないこと。

普通財産売払一般競争入札参加資格審査結果通知書

様

太子町長

年 月 日付けで申込みのあった下記の普通財産売払一般競争入札に係る参加資格審査の結果を通知します。

記

物件番号	1
物件の所在地	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、 4454番、4455番、4456番、4457番、4468番
地積	1991.91㎡

審査結果	認定する・認定しない
認定しない場合の理由	

入札参加証

住所又は所在地	〒
氏名又は法人名 及び代表者名	

太子町普通財産売払実施要綱第8条の規定により、下記の物件に係る一般競争入札への参加を認められたものであることを証明します。

記

物件番号	1
物件の所在地	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番
地 積	1991.91㎡

※入札書を送付の際、入札参加証の写しを添付してください。添付がない場合は入札に参加できません。
 ※開札当日、出席される場合は入札参加証原本を持参し、提出してください。

年 月 日

太子町長

印

入札書

太子町長 様

入札者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

印

代理人

住所

氏名

印

次のとおり地方自治法、同法施行令、太子町財務規則その他の指示事項を承知の上入札します。

1 入札対象物件

物件番号	物件の所在
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2 入札金額

金額 (税込)			億	千	百	十	万	千	百	十	円

3 入札日

年 月 日

くじ番号

--	--	--

(注)

- 1 住所及び氏名は、印鑑登録証明書又は法人登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 2 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状が必要です。
- 3 金額欄はアラビア数字で記入し、頭数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 4 入札金額を書き損じたときは、新たな入札書で書き直してください。
- 5 一度提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

普通財産売払決定通知書

様

太子町長

年 月 日付けで普通財産売払一般競争入札又は購入申込みのあった普通財産につきましては下記のとおり決定しましたので通知します。

記

物件番号	1
物件の所在地	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番
売却価格	

- (注1) この通知を受けた日から14日以内に、本町と売買契約を締結しなければ本通知は無効となります。
- (注2) (注1)にかかわらず、本物件が太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する場合は、直近の本町議会の議決を得る必要があることから議決を得るまでは仮契約となります。議決後、本契約を締結することとなります。

入札保証金還付請求書

年 月 日

太子町長 様

申込者 住所
 (法人名)
 (代表者) 氏名 印

代理人 住所
 氏名 印

下記の入札保証金の還付を請求します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2. 還付請求額

金額	¥
----	---

3. 振込先

金融機関名・支店名	銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫	支店・支所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	(フリガナ)	

普通財産購入申込書

年 月 日

太子町長 様

太子町普通財産の売払について、太子町普通財産売払実施要綱第18条に基づき、
申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類の内容に偽りがないことを誓約いたします。

1. 申込者

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ 氏名 (法人名) (代表者)	印
連絡先	

※共有による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、他の共有者の方は裏面にご記入ください。

2. 申込物件

物件番号	物件名称
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、 4455番、4456番、4457番、4468番

3. 買取価格

第3条第1項 各号	太子町指定価格(第4条に基づく価格)											
第3条第2項	金額 (税込)			億	千	百	十	万	千	百	十	円

4. 利用目的(具体的に記入すること。)

--

※添付書類(いずれも申込者及び共有者全員分が必要)

- ①誓約書(様式第2号)
- ②市町村税の完納証明書
- ③個人の場合(発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書)
- ④法人の場合(発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書)
- ⑤共有予定者の持分内訳書(別添1)※共有の場合のみ

(注1) 申込者(共有者)の印は、印鑑証明が可能な印(実印)を押印すること。

(注2) 代理人による入札及び契約をする場合は、委任状(様式第2号)を添付すること。

(裏面)

(共有者①)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者②)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者③)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者④)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者⑤)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(別添1)

共有者持分申出書

年 月 日

太子町長様

住所

代表者名

印

普通財産売払い申込みを行うにあたり、共有持分を下記のとおり申し出します。

1. 申込物件

物件番号	物件名称
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2. 共有持分(代表者含む。)

1	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
2	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
3	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
4	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	
5	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名	印	

(注1) 共有者それぞれの印は、印鑑証明が可能な印(実印)を押印すること。

(表面)

入札保証金提出書

年 月 日

太子町長 様

申込者 住所
(法人名)
(代表者)

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

下記の金額を普通財産売払一般競争入札の入札保証金として提出します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2. 入札保証金(納付した入札保証金を記入)

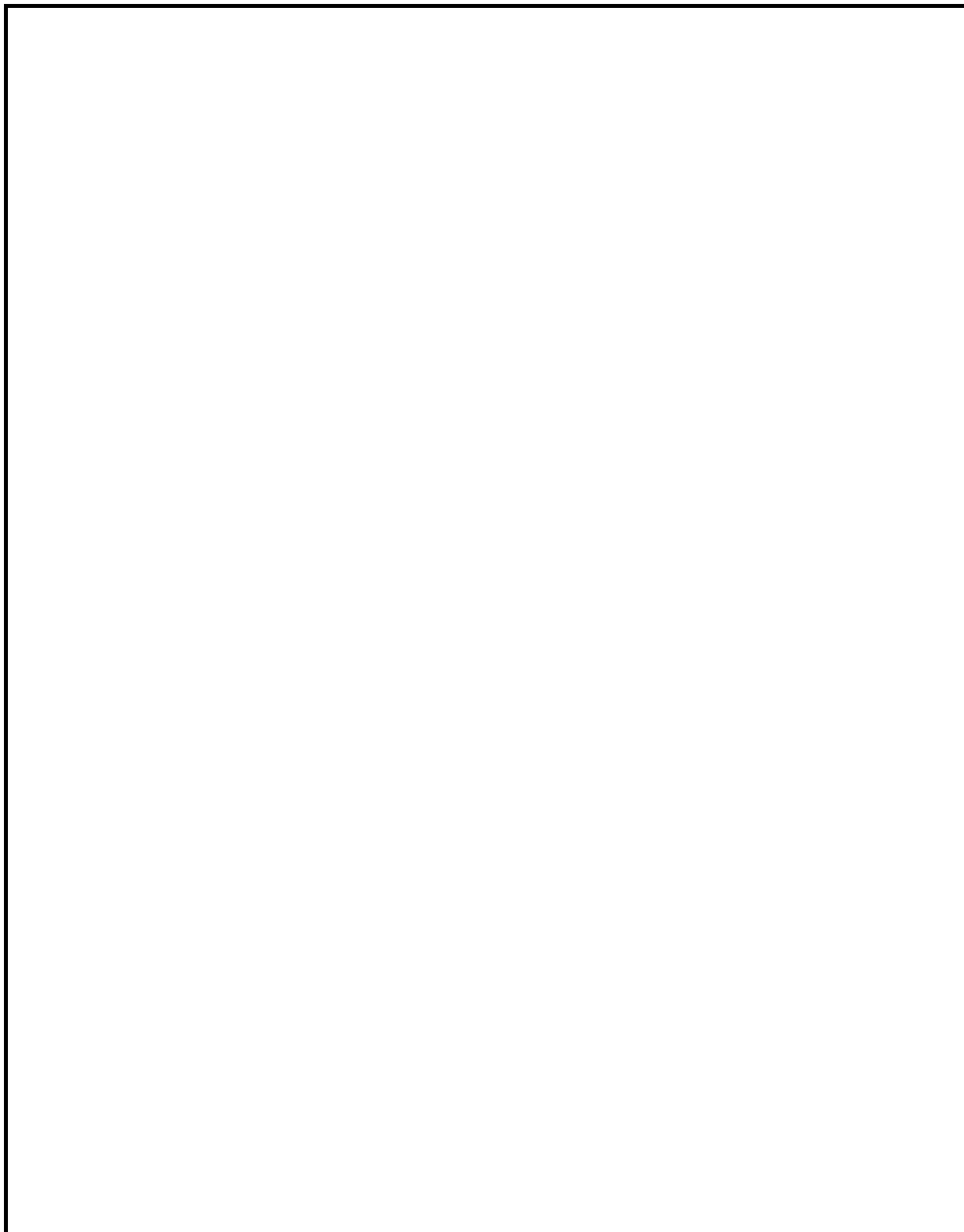
金額	¥
----	---

(注1) 裏面に、上記入札保証金納付後の「納入通知書兼領収書」のコピーを貼付してください。
貼付がない場合は、無効となりますのでご注意ください。

(裏面)

入札保証金を太子町に納付した旨の証明として、納付を依頼した金融機関から交付を受けた「領収印押印済の納入通知書兼領収書」のコピーを自身でとっていただき、下記に貼り付けてください。
なお、貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

入札保証金納付後の「納入通知書兼領収書」のコピー貼付箇所



納入通知書兼領収書

(納入者)	
様	
金額	円
(払込目的)	
普通財産売払に係る入札保証金	
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号
歳入歳出外現金会計	令和8年度
科目	その他
所管	政策総務部 総務財政課
納付期限 納入場所 太子町指定金融機関等派出所（役場内） りそな銀行 大阪南農業協同組合 関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行 成協信用組合 大阪シティ信用金庫 近畿労働金庫 上記のとおり納入してください。 令和8年●月●日 大阪府 太子町 長	
	上記金額領収しました

(納入者用)

納入書

(納入者)	
様	
金額	円
(払込目的)	
普通財産売払に係る入札保証金	
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号
歳入歳出外現金会計	令和8年度
科目	その他
所管	政策総務部 総務財政課
上記のとおり納入しました。 年 月 日	
	領収印

(金融機関用)

納入書兼納入済通知書

(納入者)	
様	
金額	円
(払込目的)	
普通財産売払に係る入札保証金	
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号
歳入歳出外現金会計	令和8年度
科目	その他
所管	政策総務部 総務財政課
上記のとおり納入しました。 年 月 日	
太子町会計管理者様	
	領収印

(会計課用)

質 問 書

「令和 8 年度普通財産売払実施要領」について、次の事項を質問します

質問事項	質問内容
氏名 又は 法人名及び代表者名	
連絡先（電話番号）	
連絡先氏名	
メールアドレス	

※記入欄が不足するときは、複写して作成すること

※メールの送付先：soumu@town.taishi.osaka.jp

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

太子町政策総務総務部財政課 宛

一般競争入札 入札書在中

入札受付期間		令和8年6月26日(金)～ 令和8年7月31日(金)	
物件番号	1	件名	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、 4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

差出人	氏名 (法人名 代表者名)	
	住所 (所在地)	

入札書用封筒イメージ

記入例（様式第1号）

様式第1号（第7条関係）

（表面）

普通財産売払一般競争入札参加申込書

年 月 日

太子町長 様

申込書を提出する日を記入してください。

令和8年5月1日付第20号で公告のあった太子町普通財産の売払について、下記のとおり参加を申込みます。

なお、当該申込書及び添付書類の内容に偽りがないことを誓約いたします。

1. 申込者

郵便番号	〒〇〇〇-×××
住所	〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇
フリガナ	タイシ タロウ
氏名 (法人名) (代表者)	太子 太郎
連絡先	〇〇〇-××××-△△△△

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

印

※共有による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、他の共有者は方は裏面にご記入ください。

2. 申込物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

3. 利用目的（具体的に記入すること。）

（例）上記土地で農業を開始するため。

※添付書類（いずれも申込者及び共有者全員分が必要）

- ①誓約書（様式第2号）
- ②市町村税の完納証明書
- ③個人の場合（発行後3ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書）
- ④個人の場合（身分証明書）
- ⑤個人の場合（登記されていないことの証明）
- ⑥法人の場合（発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書）
- ⑦買受適格証明書
- ⑧共有予定者の持分申出書（別添1）※共有の場合のみ

（注1）申込者（共有者）の印は、印鑑証明が可能な印（実印）を押印すること

（注2）代理人による入札及び契約をする場合は、委任状を添付すること。

受付印

(裏面)

(共有者①)

郵便番号	〒〇〇〇-×××
住所	〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇
フリガナ	タイシ タロウ
氏名	太子 太郎
連絡先	〇〇〇-××××-△△△△

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

印

(共有者②)

郵便番号	〒〇〇〇-×××
住所	〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇
フリガナ	タイシ ハナコ
氏名	太子 花子
連絡先	〇〇〇-××××-△△△△

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

印

(共有者③)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者④)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

(共有者⑤)

郵便番号	〒 -
住所	
フリガナ	
氏名	印
連絡先	

記入例 (別添1)

(別添1)

共有者持分申出書

年 月 日

申込書を提出する日を記入してください。

太子町長様

住所 ○○市○○区○○番地○○

代表者名 太子 太郎

印

普通財産売却一般競争入札参加申込みを行うにあたり、共有持分を下記のとおり申し出します

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4456番、4457番、4468番

個人の場合は
実印
法人の場合は
登録印

2. 共有持分 (代表者含む。)

1	住所	○○市○○区○○番地○○	持分 3分の2
	フリガナ	タイシ タロウ	
	氏名	太子 太郎	
2	住所	○○市○○区○○番地○○	持分 3分の1
	フリガナ	タイシ ハナコ	
	氏名	太子 花子	
3	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名		
4	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名		
5	住所		持分 分の
	フリガナ		
	氏名		

個人の場合は
実印
法人の場合は
登録印

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

(注1) 代表者及び共有者それぞれの印は、印鑑証明が可能な印 (実印) を押印すること。

記入例（様式第2号）

様式第2号（第7条、第18条関係）

誓約書

下記の事項について誓約します。
なお、町が必要な場合には、次の誓約事項を確認するため、関係機関に照会することについて承諾します。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者ではありません。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過しない者ではありません。
- 3 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者ではありません。
- 4 申込みに際し、太子町普通財産売払実施要綱、購入物件の現況及び関係諸規制を十分に把握したうえで申込みしますので、後日、太子町に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

年 月 日 申込書を提出する日を記入してください。

太子町長 様

住 所 ○○市○○区○○番地○○

氏 名 太子 太郎
(法 人 名)
(代 理 人)

印

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

記入例（様式第3号）

様式第3号（第7条、第18条関係）

委任状

申込書を提出する日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

太子町長 様

委任者 住所 〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇

氏名 太子 太郎

印

私は下記の者を代理人と定め、下記普通財産の売払にかかる入札又は購入申込みへの参加、売買契約の締結並びに、これらに付帯する一切の権限を委任します。

記

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

※代理人の印鑑について実印である必要はありませんが、入札時に使用する印としてください。

2. 代理人

氏名	住所	届出印
太子 花子	〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇	印
	(連絡先) 〇〇〇-××××-△△△△	

※代理人の誓約書（様式第2号）を添付してください。

※委任者の印は、参加申込書と同一の印を押印すること。参加申込みが共有の場合は、代表者の住所氏名を記載し、参加申込書と同一の印を押印すること。

※代理人の届出印は、印鑑証明ができる印である必要はありません。ただし、スタンプ式印等の破損しやすい印章は使用しないこと。

記入例（様式第6号）（個人）で入札する場合

様式第6号(第10条関係)

入札書

太子町長 様

入札者

住所 (所在地) ○○市○○区○○番地○○

氏名 [法人名
代表者名] 太子 太郎

実印

印

※委任状が必要

代理人

住所 ○○市○○区○○番地○○

氏名 太子 花子

※代理人の印鑑について実印である必要はありませんが、委任状に使用したものでなければなりません。

印

次のとおり地方自治法、同法施行令、太子町財務規則その他の指示事項を承知の上入札します。

1 入札対象物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2 入札金額

金額	円	十	百	千	万	十	百	千	億
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 入札日

年 月 日

入札日を記入してください。
令和8年9月29日

くじ番号

○	○	○
---	---	---

くじ番号は、「000」～「999」までの任意の3桁の番号を記入してください。
※正しく記入されていない場合は、「000」とします。

(注)

- 住所及び氏名は、印鑑登録証明書又は法人登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状が必要です。
- 金額欄はアラビア数字で記入し、頭数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 入札金額を書き損したときは、新たな入札書で書き直してください。
- 一度提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

記入例（様式6号）（法人）で入札する場合

様式第6号(第10条関係)

入札書

太子町長 様

入札者

住所 (所在地) ○○市○○区○○番地○○

氏名 [法人名] 大阪株式会社
[代表者名] 代表取締役 太子 太郎

登録印

印

※委任状が必要

代理人

住所 ○○市○○区○○番地○○

氏名 太子 花子

※代理人の印鑑について実印である必要はありませんが、委任状に使用したものでなければなりません。

印

次のとおり地方自治法、同法施行令、太子町財務規則その他の指示事項を承知の上入札します。

1 入札対象物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2 入札金額

金額	円	十	百	千	万	十	百	千	億
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 入札日

年 月 日

入札日を記入してください。
令和8年9月29日

くじ番号

○	○	○
---	---	---

くじ番号は、「000」～「999」までの任意の3桁の番号を記入してください。
※正しく記入されていない場合は、「000」とします。

(注)

- 住所及び氏名は、印鑑登録証明書又は法人登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状が必要です。
- 金額欄はアラビア数字で記入し、頭数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 入札金額を書き損したときは、新たな入札書で書き直してください。
- 一度提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

記入例

(表面)

入札保証金提出書

年 月 日

提出日または郵送日をご記入ください。

太子町長 様

申込者 住所 ○○市○○区○○番地○○
(法人名)
(代表者)

氏名 太子 太郎 印

代理人 住所

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

氏名 印

※代理人の印鑑について実印である必要はありませんが、入札時に使用する印としてください。

下記の金額を普通財産売払一般競争入札の入札保証金として提出します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2. 入札保証金 (納付した入札保証金を記入)

金額	¥○○○○○
----	--------

入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を、太子町が発行する納入通知書兼領収書を用いて、指定の金融機関に期限内に納付してください。

(注1) 裏面に、上記入札保証金納付後の「納入通知書兼領収書」のコピーを貼付してください。
貼付がない場合は、無効となりますのでご注意ください。

(裏面)

入札保証金を太子町に納付した旨の証明として、納付を依頼した金融機関から交付を受けた「領収印押印済の納入通知書兼領収書」のコピーを自身でとっていただき、下記に貼り付けてください。
なお、貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

入札保証金納付後の「納入通知書兼領収書」のコピー貼付箇所

納 入 通 知 書 兼 領 収 書	
(納入者)	
太子 太郎 様	
金 額	¥〇〇〇〇〇 円
(払込目的)	
普通財産売払に係る入札保証金	
会計 款 項 目 節 細 節 細 々	年度-納付書番号
歳入歳出外現金会計	令和 8 年度
科目	その他
所管	政策総務部 総務財政課
納付期限	
納入場所	
太子町指定金融機関等派出所（役場内）	
りそな銀行 大阪南農業協同組合	
関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行	
成協信用組合 大阪シティ信用金庫 近畿労働金庫	
上記のとおり納入してください。	
令和 8 年 ● 月 ● 日	
大阪府 太 子 町 長	
上記金額領収しました	

(納入者用)

記入例（様式第8号）

様式第8号(第17条関係)

入札保証金還付請求書

太子町長 様

年 月 日

提出または郵送する日を記入してください。

申込者 住所 ○○市○○区○○番地○○
(法人名)
(代表者)

氏名 太子 太郎 印

代理人 住所

個人の場合は実印
法人の場合は登録印

氏名 印

※代理人の印鑑に
ついて実印である
必要はありません
が、入札時に使用
する印としてくだ
さい。

下記の入札保証金の還付を請求します。

記

1. 申込物件

物件番号	物件の所在地
1	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番

2. 還付請求額

金額	¥○○○○○○○
----	----------

3. 振込先

金融機関名・支店名	○○ 銀行 信用金庫・信用組合・農協・労働金庫 ○○ 支店 支所
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	○○○○○○○
口座名義人	(フリガナ) タイシ タロウ 太子 太郎

返還請求の名前を記
入してください。
(申込者と同一)

納入通知書兼領収書

(納入者)		様
氏名(法人名)を記入してください。(共有の場合、入札代表者の方の氏名を記入してください。)		
金額	円	様
納入する入札保証金の金額を記入してください。(入札金額ではありません。)		
(払込目的) 普通財産売払に係る入札保証金		
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号	
歳入歳出外現金会計		令和8年度
科目	その他	
所管	政策総務部 総務財政課	
納付期限		
納入場所		
太子町指定金融機関等派出所(役場内)		
りそな銀行 大阪南農業協同組合		
関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行		
成協信用組合 大阪シティ信用金庫 近畿労働金庫		
上記のとおり納入してください。		
令和8年●月●日		
大阪府 太子町 長		
		上記金額領収しました
【納入者用】 金融機関の領収押印済みの本書の写しを入札保証金提出書に貼り付けて入札してください。		

(納入者用)

納入書

(納入者)		様
氏名(法人名)を記入してください。(共有の場合、入札代表者の方の氏名を記入してください。)		
金額	円	様
納入する入札保証金の金額を記入してください。(入札金額ではありません。)		
(払込目的) 普通財産売払に係る入札保証金		
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号	
歳入歳出外現金会計		令和8年度
科目	その他	
所管	政策総務部 総務財政課	
上記のとおり納入しました。		
年 月 日		
		領収印

(金融機関用)

納入書兼納入済通知書

(納入者)		様
氏名(法人名)を記入してください。(共有の場合、入札代表者の方の氏名を記入してください。)		
金額	円	様
納入する入札保証金の金額を記入してください。(入札金額ではありません。)		
(払込目的) 普通財産売払に係る入札保証金		
会計 款 項 目 節 細 節 細々	年度-納付書番号	
歳入歳出外現金会計		令和8年度
科目	その他	
所管	政策総務部 総務財政課	
上記のとおり納入しました。		
年 月 日		
太子町会計管理者様		領収印

(会計課用)

入札書封入用封筒

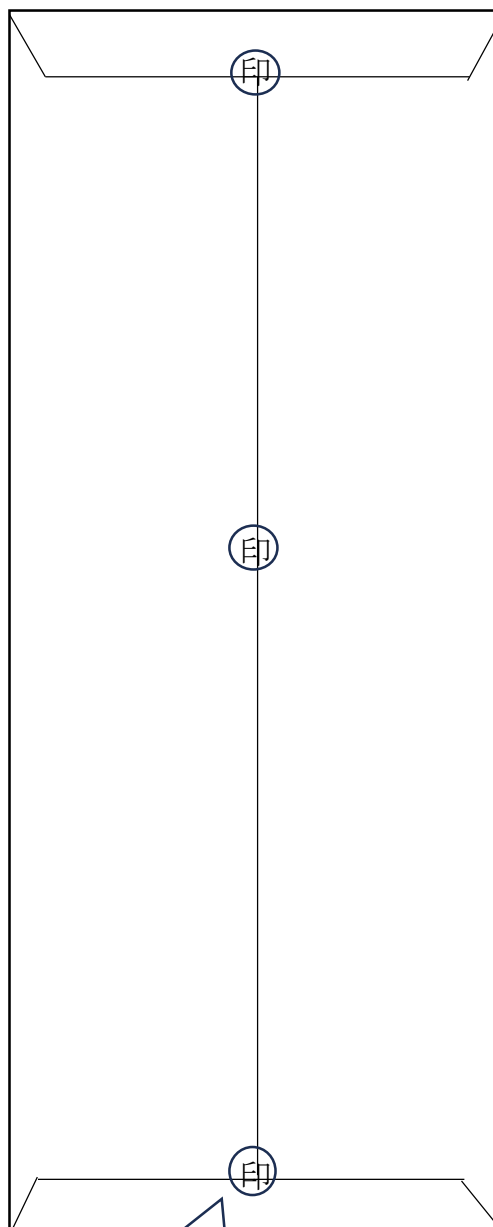
※提出の方法が郵送か持参に関わらず、必ず町指定入札書郵送用封筒に封入

封筒・表面

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町政策総務部財政課 宛 一般競争入札 入札書在中	
入札受付期間	令和8年6月26日(金)～令和8年7月31日(金)
物件番号	1
件名	南河内郡太子町大字山田4450番、4451番、4452番、4453番、4454番、4455番、4456番、4457番、4468番
差出人	氏名 (法人名) 代表者名
	住所 (所在地)

封筒・裏面

※印鑑は実印と同じものを使用



令和8年度普通財産売払スケジュール

- ・・・総務財政課窓口
- ・・・環境農林課窓口

	5月		6月		7月		8月	9月
	●総務財政課	○環境農林課	●総務財政課	○環境農林課	●総務財政課	○環境農林課	●総務財政課	●総務財政課
1日	●実施要領配布・質問受付開始	○6月発行買受適格証明書申請開始						
2日								
3日								
4日								
5日								
6日								
7日								
8日								
9日								
10日								
11日								
12日								
13日								
14日								
15日								
16日								
17日								
18日								
19日								
20日								
21日								
22日								
23日								
24日								
25日		○6月発行買受適格証明書申請〆切						
26日		○7月発行買受適格証明書申請開始	●入札参加申込受付開始					
27日								
28日								
29日								
30日								
31日								